

平成 25 年度栃木県行政改革推進委員会専門部会の設置について

1 基本的考え方

「とちぎ行革プラン」に記載されている取組の内、特に外部有識者等に助言をいただくことで、より効果的に検討することができる項目については、少人数のメンバーで構成する専門部会を設置して詳細に議論し、具体的助言をいただくこととする。

なお、専門部会委員以外の委員からも必要に応じ意見を聞くこととする。

2 テーマについて

指定管理施設の管理運営状況に関する評価について

(1) 管理運営状況に関する評価の現状

指定管理施設の管理運営状況については、現在、指定管理者による自己評価と所管部局による評価を実施しており、毎年度、県ホームページで評価結果を公表している。

所管部局による評価については、評価項目が標準的に定められているが、具体的な評価内容は施設ごとにばらつきがあるため、評価の質的な面で温度差がある。

また、各項目についての評価方法が、定性的な評価であるため、評価結果が客観的にわかりにくくなっている。

(参考)【部局による評価項目】

- 1 住民の平等利用の確保
- 2 施設の効用の最大限発揮
- 3 管理を安定的に行う物的人的基礎
- 4 個人情報保護
- 5 その他

(2) 専門部会での議論の必要性

本県の指定管理施設は、平成 24 年 4 月 1 日現在で 42 施設あるが、多くの施設が平成 26 年度から指定替え（3 巡目）となる。

平成 26 年度から新たに指定管理者が選定されるにあたり、管理運営状況の評価がより一層県民ニーズに適した効果的な取組となるよう、平成 25 年度中には具体的な評価内容や評価方法について、第三者の視点から検討していく必要がある。

(3) 専門部会での検討内容

①施設の現状把握

現在の指定管理施設を施設の性格ごとに分類した上で、代表的な施設（各部局1施設 計9施設程度）を選定して現地調査を実施し、施設の現状を把握する。

②施設の管理運営状況についての聞き取り

指定管理業務に関する指定管理者の事業計画書や事業報告書、指定管理者による自己評価結果、所管部局による評価結果などを参考にして、指定管理者から現地で施設の管理運営状況について聞き取りを行う。

③評価内容や評価方法の検討

上記の評価結果を踏まえて、評価項目ごとの具体的な評価内容（評価するポイント等）や客観的な評価方法（評価基準の設定等）を検討する。

(4) 専門部会での助言を受けての次年度への展開

専門部会から報告書（対象施設の現状把握、具体的な評価内容及び客観的な評価方法の提言）をいただき、それを基に、指定管理者制度実務担当者用の手引を改正して平成26年度以降の管理運営状況の評価に反映させていく。

3 構成員

1部会を予定しているため、構成員は希望者を募った上で会長が指名することとしたい。（約半数の6名程度を想定、2名1組で3チームに分かれて1チームが3施設を視察することを想定）

4 部会の運営方法

個人情報等を取り扱う議論ではないため、原則として公開とする。

5 実施回数

下記のとおり年4回実施する予定

- ①指定管理施設の概況、対象施設の選定（6月）
- ②現地調査（管理運営状況の把握）（10月）⇒各チームごとに実施
- ③評価内容、評価方法の検討（12月）
- ④報告書（案）とりまとめ（2月）

以 上